

特別警戒ステージ(ステージⅣ) まん延防止等重点措置等 (医療非常事態)

県内全市町において特別警戒の対策が必要です。特に県内全 13 市が重点措置を講じる区域とされています。

多賀町についても、重点措置区域に準じた対策を要請または協力の呼びかけをされております。

滋賀県からの要請等については次のとおりです。

滋賀県全域

不要不急の外出自粛の徹底

(8月6日～8月31日)

- 不要不急の都道府県間の移動を自粛
帰省・旅行については「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を！
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない
屋外での運動や散歩などの健康の維持の活動は継続して実践

飲食店等の営業時間の短縮

(8月8日～8月31日)

- 重点措置を講じるべき区域（県内全 13 市）
営業時間 早朝 5 時から 20 時まで（酒類は提供の停止）
- その他地域（多賀町等の 6 町）
営業時間 早朝 5 時から 21 時まで（酒類提供は最大 20 時までです。）

イベントの開催制限等

(8月8日～8月31日)

イベントの開催はできるだけ延期または中止・開催する場合は 21 時まで

多賀町の対応とお願いについて

- 町主催のイベント等は、延期または中止します。
- 町施設は、当面一部利用時間を短縮等の制限をし、開館します。事前に各施設にお問い合わせをお願いします。
- 各字のイベント等についても、延期または中止をご検討ください。

基本的な感染対策の徹底

※ワクチン接種後も基本的な感染対策の徹底をお願いします！

大切な人の命を守るために、接触機会の低減に、ご協力をお願いします。